

平成24年4月1日

建設リサイクル法対象工事の契約締結事務手続きについて

桑名市 契約監理課

本市が契約締結する工事請負契約において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）第9条第1項に規定する対象建設工事については、以下により事務手続きを行って下さい。

1. 対象となる建設工事

建設リサイクル法では、特定建設資材のいずれかを用了建設工事のうち、一定の規模以上のものを対象建設工事として定めています。

※ 特定建設資材

(1) コンクリート
(2) コンクリート及び鉄から成る建設資材
(3) 木材
(4) アスファルト・コンクリート

※ 対象規模

建築物の解体	延床面積	80 m ² 以上
建築物の新築・増築	延床面積	500 m ² 以上
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額	1億円以上（税込）以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額	500万円以上（税込）以上

2. 工事担当課への説明について

対象建設工事を請け負うにあたり、受注者は発注者に分別解体等の計画等について書面を交付して説明することが建設リサイクル法で義務付けられています。

別紙「建設リサイクル法第12条に基づく説明書」及び「添付資料」を、落札日を含む7日以内に工事担当課に提出して下さい。

3. 契約書の作成について

工事請負契約書の条項の後ろに別紙「建設リサイクル法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面」を添付し、袋とじにして下さい。

○ 建設リサイクル法 関連書式一覧

書類名	提出先
1. 建設リサイクル法第12条に基づく説明書（12条説明書）	工事担当課
2. 法第12条説明書添付資料「分別解体等の計画等」	工事担当課 (12条説明書に添付)
3. 建設リサイクル法第13条第1項及び省令第4条に基づく書面（13条書面）	契約監理課 (契約書に綴込み)

※ 2及び3については工事内容に応じたものを使用して下さい。